

大空町 成年後見支援センター

～ともに支え合う あったか福祉のまちづくり～

仕組み

- ❖ 成年後見制度について知りたい
- ❖ 成年後見制度の利用方法を知りたい

将来

- ❖ 身寄りがいないので、将来に不安がある
- ❖ もし私が何かあったとき、障がいのある子が心配

- ❖ 年齢をかさねるにつれ、財産の管理を自分で行うことが難しくなりそう
- ❖ 年金(お金)が本人のために使われていない
- ❖ 訪問・通信販売や悪質商法の被害を受けている

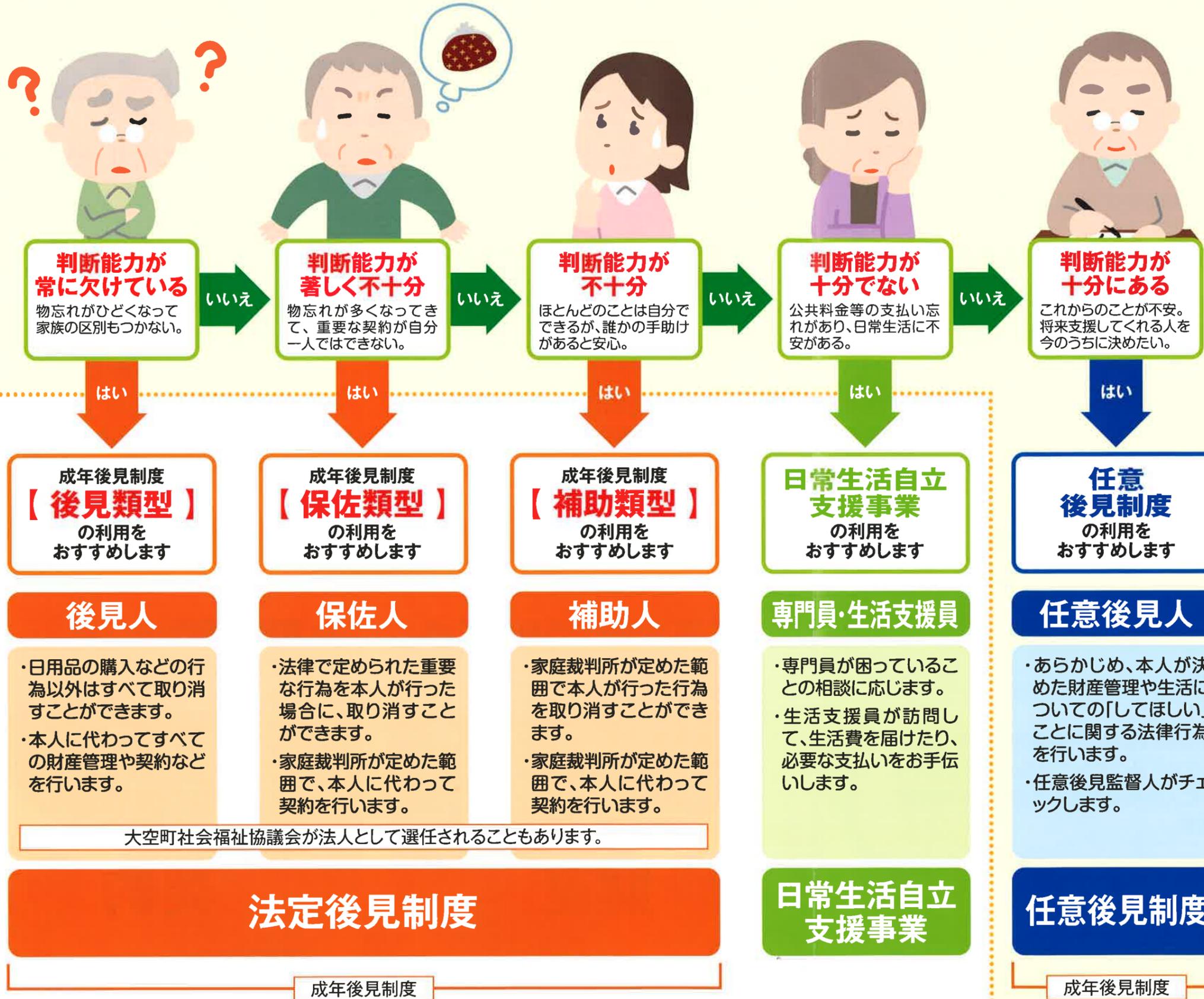
財産

- ❖ 福祉・介護サービスを利用したいが自分で契約できない
- ❖ サービスを利用しているが本人の希望が尊重されていない

契約

高齢の方や障がいのある方など誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いいたします。

成年後見制度・日常生活自立支援事業…こんな時にはこの制度を!



【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類です。

◆決定後見制度

本人や家族などが家庭裁判所に申し立てし、後見人等が選任されます。判断能力により次の3種類になります。

- 後見** 常に判断力を欠いており、日常の買い物も一人では難しい方。
- 保佐** 判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ではできるが、重要な財産の管理、処分などは難しい方。
- 補助** 判断能力が不十分で重要な財産の管理などを一人ですることが不安な方。

◆任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

【日常生活自立支援事業】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

■援助内容

- ①福祉サービスの利用援助(基本事業)
福祉サービスの利用に関する情報提供や利用手続きのお手伝い
- ②日常的金銭管理
公共料金の支払い手続き、預貯金からの生活費の払い出しなど
- ③書類等の預かりサービス
定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり(保管は金融機関の貸金庫を利用します)

大空町成年後見支援センターがお手伝いします

大空町成年後見支援センターが 行う業務内容

相談 (無料)

電話や窓口で、成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。

- ❖ 月曜日から金曜日
(土・日・祝日および年末年始はお休みになります)
- ❖ 午前8時45分～午後5時30分

広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会・研修会および出前講座の開催など、町民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。

市民後見人の 養成・活動支援

地域福祉の担い手として、身近な立場で後見業務を行う「市民後見人」の養成および活動支援を行います。

法人後見 の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を行います。

それ以外に 日常生活 自立支援事業

成年後見制度の利用とはならない程度の判断能力に不安を抱える方が、自立した地域生活をおくることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

お問い合わせ

社会福祉法人 大空町社会福祉協議会

大空町成年後見支援センター

〒099-2324 網走郡大空町女満別西4条4丁目1番6号 女満別伝承館内
TEL 0152-75-6021 FAX 0152-75-6022

〈東藻琴〉 〒099-3293 網走郡大空町東藻琴360番地の1 東藻琴総合支所内
TEL 0152-63-5105 FAX 0152-66-2423